

報告第3号

債権の放棄について報告の件

芽室町債権管理条例第6条の規定に基づき、町の債権について次のとおり放棄したので報告するものであります。

令和5年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

1 放棄した債権の名称及び件数

簡易水道使用料	34件
上水道使用料	65件
診療収入個人負担金	12件

2 放棄した債権の額

簡易水道使用料	158,480円
上水道使用料	236,151円
診療収入個人負担金	1,028,315円

3 債権を放棄した事由

別記のとおり

4 債権を放棄した年月日

令和5年3月31日

説 明

芽室町債権管理条例に基づき、令和5年3月31日に債権を放棄したものであります。

別記

(単位:円)

債権の名称	債権発生年度	債権を放棄した事由										放棄した債権の額および件数	
		芽室町債権管理条例第6条											
		時効		相続の限定承認		破産		生活困窮		居所不明等		件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
簡易水道使用料	H25									1	7,256	1	7,256
	H26									1	7,675	1	7,675
	H27									3	23,230	3	23,230
	H28									8	60,102	8	60,102
	H29									2	11,533	2	11,533
	H30							4	9,445			4	9,445
	H31							9	23,597			9	23,597
	R2							6	15,642			6	15,642
	合計	0	0	0	0	0	0	19	48,684	15	109,796	34	158,480
上水道使用料	H26							1	1,279			1	1,279
	H28					10	57,216	8	30,064			18	87,280
	H29					12	73,739	8	25,608			20	99,347
	H30					4	13,347	7	8,953			11	22,300
	H31					2	5,118	3	3,885			5	9,003
	R2					6	7,818			3	7,821	9	15,639
	R3									1	1,303	1	1,303
	合計	0	0	0	0	34	157,238	27	69,789	4	9,124	65	236,151
診療収入個人負担金	H14							12	1,028,315			12	1,028,315
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	12	1,028,315	0	0	12	1,028,315